

8

## スポーツ・青少年・教育

8  
ス  
ポ  
ー  
ツ  
・  
青  
少  
年  
・  
教  
育

# 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援

(提案要求先 内閣官房・内閣府・警察庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・厚生労働省・農林水産省・林野庁・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)  
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・青少年・治安対策本部・総務局・生活文化局・都市整備局・環境局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・教育庁)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

## <現状・課題>

東京 2020 大会の開催まであと 2 年と迫り、大会準備も、ハード面では大会会場の整備を着実に進めるとともに、ソフト面でも輸送、セキュリティ、都市機能の維持などについて、「方針検討～策定」段階から「計画～実施」段階に移ってきた。残された 2 年間で東京 2020 大会の成功を確実なものとし、アスリートはもとより、世界中の人々の高い期待に応えていくためには、国を挙げた開催支援体制の更なる拡充が必要である。

国が平成 27 年 11 月に閣議決定した「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、「大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」こととされている。

また、平成 29 年 5 月 31 日には、国、都、組織委員会、競技会場が所在する自治体の四者で、東京 2020 大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について合意した。合意では「オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う」とされており、ここには必要な地方の財源確保も含まれている。

大会の成功に向け、国を挙げて開催準備に取り組むことが必要となる中、国としてこれまで以上に役割と責任を果たしていくことが求められている。

## <具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会開催に向けて、国の施策に関する事項について必要な措置を講じるとともに、競技会場等の整備、セキュリティ対策や輸送などの東京 2020 大会に関する事項全般について、各種交付金・国庫補助負担金の活用や地方財政措置など財政面を含め全面的に支援を行うこと。
- (2) 競技会場として都、他自治体及び民間事業者が整備を行う恒久施設については、国庫補助負担率等国の通常の財政措置の枠組みを超えた積極的な財政

支援を行うこと。

また、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」への対応や木材の活用促進など、施設の充実に資する整備についても、積極的な財政支援を行うこと。

- (3) 東京 2020 大会に関連するインフラ整備に関し、国の所管分について着実に整備を進めるとともに、都整備分については積極的な財政支援を行うこと。
- (4) 東京 2020 大会開催に向けて外国人旅行者の受入環境を整備し、その利便性の向上を図ることが重要であることから、その方策の一つとして、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」が策定した基本的な考え方及び取組方針を踏まえ、各機関・団体と連携・協働した取組を推進することなどにより、ICTも活用しながら外国語表示・標識等の整備を促進すること。
- (5) 東京 2020 大会に向けて、外国人旅行者等が安心して医療を受けられる体制を整備するため、医療通訳の育成・活用体制の整備など、医療機関における多言語による診療体制の整備に向けた取組に対する支援を行うこと。
- (6) 東京 2020 大会に向けて、安定的な大会運営に資するよう、アンブッシュ・マーケティングの防止について必要な措置を講じること。
- (7) 東京 2020 大会に向けて、観客が公平に観戦の機会を享受できるよう、チケットの高値転売等の制限について必要な措置を講じること。
- (8) 東京 2020 大会に関連して発生した非居住者スタッフの所得税、IOC・オリンピック放送機構などへの法人税及び消費税や関税等の間接税の非課税措置を講じること。
- (9) 東京 2020 大会の関係者（ID 兼資格認定カードを所持する者）が大会において必要な役割を果たすために必要な期間、査証なしで入国し、滞在できるよう、必要な措置を講じること。
- (10) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第27条に基づき、東京 2020 大会の開催に必要な補助金を交付するとともに、大会開催に必要な資金に対してスポーツ振興くじ助成金を交付するなど必要な措置を講じること。
- (11) 東京 2020 パラリンピック競技大会について、平成29年度補正予算において国の財政措置がなされたが、引き続き、円滑な開催準備のために積極的に支援を行うとともに、障害者スポーツ振興に力を注ぐこと。
- (12) 東京 2020 大会をドーピングのないクリーンな大会とするため、世界アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング対策について、組織委員会と関係行政機関等が連携するための体制の構築を支援するなど、国として必要な措置を講じること。
- (13) 東京 2020 大会を文化の面でも成功に導くとともに、日本の多彩な芸術文化の魅力を世界に発信するため、都や組織委員会が取り組む様々なプロジェクト及び全国の自治体が独自に実施する大規模かつ象徴的な文化プログラムに対し、必要な財政支援を行うこと。

また、東京 2020 大会を契機とし、文化プログラムを全国に浸透させ、レガシーとしていくため、財政支援に加え、地域で活躍するアーティストや文化団体等に対する人材育成支援や、事業の企画・実施体制を構築・強化する取

組への支援等を充実すること。

- (14) 日本文化の魅力を世界に効果的に発信していくため、国、都及び組織委員会から構成される関係者会議を活用して、各主体の目玉事業や大型プロジェクトの情報共有、戦略的広報の検討を行うなど、連携を強化すること。

- (15) 東京 2020 大会に向けて、社会に貢献しようとするボランティアマインドの醸成、多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーの涵養、自他を認め合う豊かな国際感覚の育成などを可能とするオリンピック・パラリンピック教育プログラムの展開を全国に広げること。

また、子供たちの学びを支える教員の指導力の向上を図るため、オリンピック・パラリンピックの価値や意義の理解に資する研修や、障害者スポーツ指導者講習など、オリンピック・パラリンピック教育に関する教員研修等の拡充を進めること。

- (16) 東京 2020 大会の成功には大規模かつ質の高いボランティアの確保が必要なため、全国から幅広い世代の参加を促進する気運の盛り上げや、着実な育成のための研修環境の確保に向けた支援等を行うこと。

また、ボランティア休暇の普及・取得促進をはじめ、大会時にボランティアに参加しやすい環境づくりなど、ボランティアの円滑な運用を行う上で必要な措置を講じること。

- (17) 東京 2020 大会は「復興オリンピック・パラリンピック」でもあり、被災地の復興なくして大会の成功はないため、大会が被災地の復興の後押しとなるよう、国として必要な事業を着実に実施するとともに、事前キャンプ地の誘致や大会関連イベント等の取組に対する支援を行うなどオールジャパンでの開催気運の盛上げにつなげていくこと。

- (18) 平成 29 年 4 月に公表されたセキュリティ基本戦略に基づき、国が行うべき施策について必要な措置を講じるとともに、テロを含む治安対策、サイバーセキュリティ対策、災害対策及び感染症対策を都、組織委員会等と連携して実施し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

- (19) 円滑な大会輸送の実現と、我が国の経済活動との両立が図れるよう、テレワークやオフピーク通勤の推進をはじめ、物流対策として、全国規模での荷主・配送先企業等の理解・協力及び行動計画策定に向けた情報発信等、交通需要マネジメントの推進に向け、都及び組織委員会と連携した積極的な取組を行うこと。

- (20) 東京 2020 大会に向けて、外国人等に対する熱中症等の関連情報の発信・注意喚起の充実を図るとともに、気象に係る高度な予測情報の提供等、暑さ対策の推進に向けた取組を行うこと。

- (21) 東京 2020 大会開催に向けた外国人旅行者の安心・安全確保のため、地震・大型台風等の災害時における情報提供体制の強化について、都、組織委員会等と連携して取組を推進すること。

## 参 考

### ○ スポーツ基本法（抜粋）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

### ○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（抜粋）

（スポーツ振興投票に係る収益の使途）

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

- 一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この項において同じ。）の整備
- 二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- 三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号 及び第四号 に該当する事業を除く。次号において同じ。）

## 2 学校における働き方改革の実現

### 1 学校における働き方改革の実現に向けた人的支援・財政的支援

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革の実現に向け、国として多忙化の解消に向けた姿勢を打ち出し、社会に向けたメッセージを発信すること。そして、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

#### <現状・課題>

学校では、教員が子供たちの学力向上に向けて熱心に授業改善などの取組を行っていることに加え、子供たちをめぐる不登校・中途退学対策、いじめへの対応、子供の貧困への対応といった社会状況の変化に伴った多様・複雑で困難な課題に真摯に向き合っている。こうしたことにより教員の多忙化が進展している。

平成29年4月、文部科学省が教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）を公表したが、前回調査時点（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに勤務時間が増加していることが判明した。とりわけ中学校における部活動については、土日の勤務時間が大幅に増加しており、早急に部活動顧問の負担を軽減するとともに、専門的な技術指導を充実させることが必要である。

「学校における働き方改革」は、国における最重要課題の一つであり、平成29年12月22日には、中央教育審議会学校における働き方改革特別部会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が取りまとめられた。これを踏まえて、「学校における働き方改革に関する緊急対策」

（平成29年12月26日文部科学大臣決定）では、緊急対策として、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずることとしているほか、これらの方策の実施に必要な環境整備を行うこととしている。

#### <具体的要求内容>

- (1) 学校における働き方改革の実現に向け、国として多忙化の解消に向けた姿勢を打ち出し、社会に向けたメッセージを発信すること。
- (2) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフや給食費等に係る学校徴収金事務システムの導入等の人的措置・財政的支援を複合的に行うこと。特に、スクール・サポート・スタッフについては、国庫補助を拡充するとともに配置人員を拡大するなど、財政的支援を充実すること。

- (3) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等に係る経費について、財政的支援を行うこと。
- (4) 学校における働き方改革特別部会でまとめた緊急提言を踏まえ、教員の勤務時間の把握に向け、出退勤システムの導入に対する財政的支援を行うこと。
- (5) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 部活動指導員や外部指導員等の円滑な運用に向けた環境整備を図ること。

## 2 学校における働き方改革の実現に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革の実現に向け、民間企業（私立学校等を含む。）に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を、公立学校の教育職員にも活用できるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等を行うこと。

### <現状・課題>

現在、都においては、可能な限り柔軟で多様な勤務時間制度の運用を行っているものの、教育職員の業務の特殊性から、柔軟な働き方のニーズに応えるには、現行法令の枠内の手法では限界があると認識している。

今後、「学校における働き方改革」を実現するためには、教育職員の業務の特殊性に対応し、勤務時間の弾力的な運用が可能となるような仕組みを整備していく必要がある。

国の「教員勤務実態調査」の結果等から、教育職員については、夏季休業期間中の時間外労働が学期中に比べて大幅に少ない現状にあり、このような業務の繁閑の差を踏まえて、1年単位の変形労働時間制を導入することができれば、年間を通じて勤務時間にメリハリを付け、長期休業期間中に自己研鑽や休養の時間を確保し、資質向上や健康管理に資することなどが可能となる。

しかしながら、教育職員を含む地方公務員の勤務条件は、地方公務員法等を踏まえて条例で定めることとされているものの、労働基準法で規定されている「1年単位の変形労働時間制」が地方公務員には適用除外とされており、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。

なお、私立学校等では既に導入・運用されている実態があり、導入することによる効果は明らかである。

### <具体的要求内容>

教育職員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、労働基準法（昭和22年法律第49号）で規定する「1年単位の変形労働時間制」について、公立学校の教

育職員においても活用が可能となるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正等を行うこと。

## 参 考

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

#### ① 労働基準法

（労働時間）

#### 第三十二条の四（抜粋）

使用者は、…（略）…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…（略）…労働させることができる。

二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。（略））

#### ② 地方公務員法

（他の法律の適用除外等）

#### 第五十八条（抜粋）

3 労働基準法第二条、…（略）…第三十二条の三から第三十二条の五まで…（略）…の規定は、職員に関して適用しない。

### ③ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

（教育職員に関する読み替え）

#### 第五条（抜粋）

教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。））」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の五まで、第三十七条」と、…（略）…と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。

### 3 東京 2 3 区の大学の定員増抑制等の見直し

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)  
(都所管局 政策企画局)

- (1) 地方創生の推進に当たっては、東京と地方が共存共栄し、日本全体の発展に寄与する取組を支援していくこと。
- (2) 真の地方創生の実現のため、立地に関係なく全ての大学に対して、必要な支援を行うこと。
- (3) 東京 2 3 区の大学における定員増の抑制等について、明確かつ適切な指標や基準を設定の上、速やかに効果検証を行い、早期撤回を含めた必要な見直しを実施すること。

#### <現状・課題>

国際競争が激しさを増し、我が国の成長をけん引するグローバル人材の育成が急がれる中、大学は知の拠点として、次代を担う人材の育成、イノベーションの創出等、極めて重要な役割を担っている。

こうした中、地方創生を名目として、平成 30 年 5 月に東京 2 3 区の大学における定員増の抑制を含む法律が成立し、同年 10 月には関係政令等が施行された。

地方創生の実現と大学教育の在り方という問題を混在させ、場所だけを理由に学生の選択や大学経営の自由を縛ることは、学生の成長の機会を奪うだけでなく、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、国際競争力を低下させることにつながりかねない。

そのため、法律の附帯決議にあるとおり、適切な時期に運用状況や効果について検証を行い、必要な見直しを行うことが不可欠である。

日本が将来にわたって成長力を確保していくために地方創生が重要であり、地方大学の振興等に取り組んでいくことに異論はないが、地方創生は、「東京対その他の地方」という構図ではなく、東京と地方が共存共栄し、日本の発展に寄与する日本全体の創生を目指すべきである。

#### <具体的要求内容>

- (1) 地方創生の推進に当たっては、東京と地方が共存共栄し、日本全体の発展に寄与する取組を支援していくこと。
- (2) 真の地方創生の実現のため、立地に関係なく全ての大学に対して、必要な支援を行うこと。
- (3) 東京 2 3 区の大学定員増の抑制やその例外事項について、①効果を検証するに当たっては、客観的な第三者機関を設置し、明確かつ適切な指標や基準を設定すること、②第三者機関は、都などの意見も聞きつつ、速やかに効果検証を行うこと、③その検証結果を踏まえて、早期撤回を含めた必要な見直しを実施すること。

## 4 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

### <現状・課題>

#### (1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

今夏の猛暑は災害に相当すると言われており、校外学習から帰校した児童が熱中症により死亡するという痛ましい事故も発生した。そのため、熱中症対策に対する保護者等の関心も高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

東京都は平成22年度から教室の冷房化に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進してきたが、学校体育館の冷房化はほとんど進んでいない。学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するが、平成30年西日本豪雨災害においては避難所の熱中症対策にも注目が集まり、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

国においては「空調設置」事業について、平成31年度の施設計画の修正追加の調査などが行われているが、来年度の夏に間に合わせるためには区市町村も早急に予算要求・契約準備等を進める必要がある。しかし、平成30年度の「空調設置」事業は、域内で当初予算において採択を受けた案件が1件しかなく、平成31年度以降の採択についても現状では不透明であり、十分な財政措置がなされているとは言えない。また、現在の空調設備整備補助単価は実勢工事価格と大きく開きがあり、区市町村に対しての十分な補助とはなっていない。

各区市町村が小・中学校の空調設備整備を進め、児童・生徒の安全確保を図るためには、国庫補助額の十分かつ安定的な確保が必要である。

#### (2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やトイレ洋式化等の対応もあり、さらに、今年6月に発生した大阪北部を震源とする地震に伴う被害の発生を踏まえ、ブロック塀の安全対策にも着手するなど、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、今夏の猛暑に伴い、暑さ対策として、今後は学校体育館に空調設備の整備を進めていくことや、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

- （１）普通教室・特別教室に加え、学校体育館を含む屋内体育施設においても空調設備整備が推進されるよう、補助の在り方の見直し及び当初予算の確保を行うこと。
- （２）都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。